

報告第16号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成29年12月25日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

29 専第 10 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 33,500 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 平成 29 年 12 月 1 日
- 4 事 案 概 要 平成 29 年 11 月 2 日（木）午後 1 時 45 分頃、廃プラごみ収集のため、[REDACTED] 付近のごみステーションに到着し、収集員を先に降ろした後、塵芥車を通常の停止場所に移動させようと発進させた際、収集員が先にカラス除けボックスのふたを開けたため、車道側にはみ出したふたに、塵芥車後部を引っ掛け、ボックスのふたを破損させた。
- 5 そ の 他 相手方損害額 33,500 円
対物共済保険額 33,500 円
市持出額 0 円

平成 29 年 12 月 1 日

交野市長 黒 田 実